

令和7年度貸切バスを利用した県内グループ旅行商品造成支援金 交付要綱

第1 趣旨

公益社団法人静岡県観光協会（以下「本会」という。）は、国内外からの団体旅行の誘致ならびに旅行需要の平準化を促進するため、本県を目的地とする貸切バスを利用した県内グループ旅行を実施する旅行会社に対し、予算の範囲内において支援金を交付するものとし、その交付に関しては、本要綱に基づくものとする。

第2 交付対象者

本支援金の交付対象者は、旅行業法第3条及び第23条の登録を受けている旅行会社（以下、「旅行会社等」という。）とする。ただし、過去5年間において本会及び静岡県が実施した助成制度に関し、不正交付が判明し、支援金の返還または申請取消の処分を受けた旅行会社等は交付の対象外とする。

第3 交付要件

以下の要件をすべて満たす旅行であること。

(1) 静岡県内に1泊以上する10名以上の団体旅行であること。

ただし、公立の宿泊施設利用は対象外とする。

(2) 旅行行程の一部に貸切バスを利用すること。

(3) 旅行行程における本県を訪問する日数のうち、2日以上が平日であること。

(4) 旅行の出発日が以下の旅行であること。

第1期：令和7年9月1日（月）以降かつ帰着日が令和7年9月30日（火）以前の旅行であること。

第2期：令和7年12月1日（月）以降かつ帰着日が令和8年2月28日（土）以前の旅行であること。

(5) 当会及び静岡県が実施する他の貸切バス利用に対する助成制度（支援金交付）を受けていないこと。ただし、各市町が実施する助成制度、及び（一社）ふじさん駿河湾フェリーが実施する「駿河湾フェリーバス利用補助」との併用は可。

2 第1（3）における「訪問」とは宿泊施設を除く観光施設（有料・無料を問わない）または飲食施設を利用することをいう。ただし、宿泊施設において体験並びに研修を実施する場合は「訪問」とみなす。

3 第1（3）における「平日」とは、土曜日・日曜日・祝日・年末年始（12/29～1/3）を除く月曜日から金曜日をいう。

第4 支援金の額等

支援金の額は次のとおりとする。ただし、申請期間内であっても事業予算の上限に達し次第終了する。

(1) 貸切バス1台につき30,000円を交付する。

ただし、1事業所あたり450,000円を上限とする。

(2) 上記（1）に加え下記①～④の要件を満たす場合は支援金を加算する。ただし、①～④においては、それぞれの予算の上限に達し次第終了する。

- ① 第3の交付要件に加え、旅行行程に富士山静岡空港または駿河湾フェリーを利用する団体旅行に対し、バス1台につき10,000円。
 - ② 第3の交付要件に加え、本県に本支店を持ち、一般貸切自動車運送事業を営営するものが有する貸切バスを利用する団体旅行に対し、バス1台につき10,000円。
 - ③ 第3の交付要件に加え、静岡県内に2泊以上する団体旅行に対しバス1台につき10,000円。
 - ④ 第3の交付要件に加え、関西エリア※に本支店を持つ旅行会社が、自箇所の営業所エリアを出発とする団体旅行に対しバス1台につき10,000円。
ただし、本要件の適用対象は第2期に限る。
(※関西エリアとは、大阪府・兵庫県・京都府・滋賀県・奈良県・和歌山県を対象)
- (3) 前項の加算については①～④の重複を可とする。
- (4) 同一住所であっても所定の行政庁に営業所として登録している場合は、別事業所として申請できるものとする。

第5 交付申請と変更申請

支援金の交付を受けようとする旅行会社等は、旅行出発日の7日前までに電子申請システムにより支援金申請を行い行程表等の必要書類を本会に提出するものとする。

- 2 申請内容に変更が生じた場合は、速やかに変更申請をするものとする。
- 3 申請は1つの旅行について1社（事業所）のみが申請できるものとする。

第6 交付の決定

前条の規定による申請があったときは、本会において10日以内（※土日・祝日を含む）にその内容を審査し、適当と認めた場合、申請受理の旨及び交付の決定を電子申請システムにより旅行会社等に通知するものとする。ただし、事業予算の上限に達していた場合、申請を受理しないものとする。

- 2 変更申請があった場合、再度内容を審査し、適当と認めた場合には、電子申請システムにより旅行会社等に交付の決定を通知するものとする。

第7 実績報告及び支援金の交付請求

交付決定を受けた旅行会社等は、旅行実施後10日以内に、電子申請システムを通じて実績報告及び交付請求を行い、併せて宿泊証明書、貸切バス利用証明書等の必要書類を本会に提出しなければならない。ただし、年末年始（12月29日～1月3日）または本会が指定する休業期間を含む場合は、休業明けの最初の開庁日までに提出することができる。

- 2 同一月内に複数回同じ旅行を実施する場合は、当該月内において最後に実施された旅行の終了日から10日以内（※土日・祝日を含む）に、まとめて実績報告および交付請求を行うことができる。
- 3 第4（2）①に基づく申請について、富士山静岡空港または駿河湾フェリーが利用されなかった場合、天候等のやむを得ない事情を含め、いかなる理由があっても加算の対象とはならないものとする。

第8 支援金額の確定

本会は、前条に基づき提出された実績報告および交付請求を審査し、その内容が適当であると認めた場合、支援金の額を確定するものとする。

第9 支援金の交付

前条に基づき確定した支援金について、交付請求を受理した月の翌月末までに、旅行会社等へ支払うものとする。

なお、支払い方法は、国内銀行の国内支店口座への送金に限る。

第10 申請の取消し、支援金の返還

本会は、偽りその他不正の手段により支援金の申請受理又は交付を受けた者に対しては、申請取消及び今後の申請権を剥奪することができる。

2 旅行会社等は、この要綱に定める事項に違反して支援金の交付を受けた場合は、既に交付された支援金を本会に返還するものとする。

第11 関係書類の整備

旅行会社等は、支援金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、これらの帳簿及び書類を支援金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。

第12 事業の停止

本会は社会情勢等の事由により事業を停止する場合がある。この場合、事業停止をした日以降の申請の受付を行わないものとする。また、事業を中止又は停止した場合、申請済であっても支援金交付の対象とならずキャンセル料等のいかなる費用も補償しない。

第13 その他

この要綱に定めるもののほか、令和7年度貸切バスを利用した県内グループ旅行商品造成支援金の交付に関して必要な事項については、本会が別に定める。なお、別途定める事項および関連情報は、静岡県観光公式サイト「ハローナビしずおか」に掲載するものとし、申請者は最新の情報を確認のうえ申請を行うこと。

附 則

この要綱は、令和7年7月1日から令和8年3月31日まで適用する。